【売上高減少額方式】算定様式 ※大企業・中小企業・個人事業主が選択可能

 ※ 相違がないことを確認いただき、口にチェック(✔)を入れてください □ 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額です □ 売上高にはテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売等にかかるものを含みません 						
						(単位: 円)
令和元年又は令和2年いずれかの 10月の売上高(A)	_	令和3年10月の売上高			_ [売上高減少額
売上高減少額						協力金 日額(端数処理前)
	÷	31日 ×		0.4	=	
•					_	
協力金 日額		協力日数				当該店舗の申請額(★)
	×				=	
「20万円」か「(A)÷31×0.3」が上限 (千円未満の端数は千円単位に切上)	•					
県内全域】 令和3年10月1日から10月24日までの全期間 → この算定様式により計算してください。						